

法人税法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令要旨

- 1 所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）等の一部改正に伴い、法人税申告書及び地方法人税申告書について、所要の改正を行うこととする。（法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年財務省令第56号）による改正後の法人税法施行規則別表、法人税法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年財務省令第56号）による改正後の地方法人税法施行規則別表関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この省令は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から施行することとする。
（附則関係）